



令和3年12月17日  
東北地方整備局

## 地域建設業の資金繰りの円滑化・多様化に向けて

～岩手県、宮城県、秋田県及び山形県の全市町村が中間前金払制度を導入済み！～

地域の経済・雇用を支え、地域の安全を守る地域建設企業の経営の安定化に向けて、東北地方整備局では、地域建設企業の資金繰りの円滑化・多様化を図る観点から、地域建設企業が低廉なコストにより資金調達が可能となるよう、管内の地方公共団体における中間前金払制度・地域建設業経営強化融資制度の導入・活用の促進に努めています。

下請代金の支払に関しては、令和2年10月1日に施行された改正建設業法により、労務費相当額を現金で支払うよう適切な配慮が求められており、元請企業は手許資金の充実を図ることが必要となります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、工事の一時中止等の措置を講じる場合の下請代金の支払や建設投資を巡る先行き不透明感に備え、先々、手許資金の需要が高まることも予想されます。

このため、今般、下請代金の適正支払などを要請する「益暮通達」が発出されたことも踏まえ、東日本建設業保証（株）にご協力いただき、管内の市町村における中間前金払制度・地域建設業経営強化融資制度の導入状況を調査（令和3年11月30日現在）しました。

その結果、管内227の市町村のうち、中間前金払制度は約99%に当たる225団体が、地域建設業経営強化融資制度は約22%に当たる49団体が制度を導入していることが確認されました。

東北地方整備局では、引き続き、地域建設企業が低廉なコストにより資金調達が可能となるよう、地方公共団体における前払金支払限度額の見直し、中間前金払制度・地域建設業経営強化融資制度の導入・活用の促進に努めて参ります。

<発表記者会> 宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会

### 【問い合わせ先】

国土交通省	東北地方整備局	電話	022-225-2171	（代表）
建政部	建設産業課課長	鈴木	学	（内線6141）
	建設専門官	船田	正和	（内線6142）



## 中間前金払制度の概要

- 中間前金払とは、当初の前払金（請負代金の4割（被災3県は5割））に加え、**工期半ばで2割を追加（合計6割（被災3県は7割））して行う前金払**のこと。
- 地方自治体では、地方自治法施行規則の改正により、**H11.2.17から制度の導入が可能**。
- 当該工事の請負契約約款等に中間前金払の条項があり、次の要件を満たしている場合、発注者の認定を受けたうえで、請求することが可能。
  - 当初の前払金が支出されていること
  - 工期の2分の1を経過していること
  - 工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること
  - 工事の進捗出来高が請負金額の2分の1以上に達していること

## 発注者のメリット

- 出来高認定を厳密に行う必要のある「部分払」と異なり、建設企業への円滑な資金提供、資金繰りの改善を目的とするため、上記4要件の確認は、**原則書類のみで行うなど極めて簡易な事務手続き**。
- 零細な元請建設企業の資金繰りの安定化、元下間の請負代金支払・労働者に対する賃金支払の適正化などにより、**適正な施工に寄与**。

## 建設企業のメリット

- 上記4要件の認定は、**原則書類のみで行うなど極めて簡易な事務手続き**による資金調達が可能。
- 当初前払金保証料率(0.23%～0.35%)を下回る**低廉なコスト**(保証料率一律0.065%)。
- 資材業者、下請業者、労働者等に対する速やかな支払並びに現金での支払が円滑となり、関係事業者間における**信用力の向上、経営の安定化**につながるとともに、法令遵守の観点からも適切な対応。

東北地方整備局管内の自治体227団体(県を除く。県は全て導入済み。)のうち、**225団体(全体の99.1%)**が中間前金払制度を導入済み(R3.11.30現在 東日本建設業保証(株)調べ)。

## 中間前金払制度普及状況 (R3.11.30現在 東日本建設業保証(株)調べ)

導入状況		導入済みの自治体 (県は全て導入済み)									
<b>青森県内</b> (39/40) 97.5%		青森市	弘前市	八戸市	黒石市	五所川原市	十和田市	三沢市	むつ市	つがる市	平川市
		平内町	今別町	蓬田村	外ヶ浜町	鱒ヶ沢町	深浦町	西目屋村	藤崎町	大鰐町	田舎館村
		板柳町	鶴田町	中泊町	野辺地町	七戸町	六戸町	横浜町	東北町	六ヶ所村	おいらせ町
		大間町	風間浦村	佐井村	三戸町	五戸町	田子町	南部町	階上町	新郷村	
<b>岩手県内</b>	(33/33) 100%	※県内全市町村導入済み									
<b>宮城県内</b>	(35/35) 100%	※県内全市町村導入済み									
<b>秋田県内</b>	(25/25) 100%	※県内全市町村導入済み									
<b>山形県内</b>	(35/35) 100%	※県内全市町村導入済み									
<b>福島県内</b> (58/59) 98.3%		福島市	会津若松市	郡山市	いわき市	白河市	須賀川市	喜多方市	相馬市	二本松市	田村市
		南相馬市	伊達市	本宮市	桑折町	国見町	川俣町	大玉村	鏡石町	天栄村	下郷町
		檜枝岐村	只見町	南会津町	北塩原村	西会津町	磐梯町	猪苗代町	会津坂下町	湯川村	柳津町
		三島町	金山町	昭和村	会津美里町	西郷村	中島村	矢吹町	棚倉町	矢祭町	塙町
		鮫川村	石川町	玉川村	平田村	浅川町	古殿町	三春町	小野町	広野町	檜葉町
		富岡町	川内村	大熊町	双葉町	浪江町	葛尾村	新地町	飯館村		

※ 赤字は今年度に制度を導入した自治体。

## 地域建設業経営強化融資制度の概要

- 地域建設業経営強化融資制度とは、中小・中堅元請建設業者が、公共工事等の工事請負代金債権を発注者の承諾を得た上で、事業協同組合等又は一定の民間事業者（融資事業者）に譲渡し、それを担保に融資事業者から**出来高に応じて融資を受けられる**制度。  
※本制度による工事請負代金債権の譲渡は、公共約款5条但書により、発注者が当該譲渡を承諾することが認められています。
- また、未完成部分の施工に要する資金についても、前払金を受けている場合、保証事業会社の金融保証により、融資を受けやすくなる。
- 建設業の**資金調達の円滑化支援**として、**H20.10.17に国が制度を創設**。
- 次の要件を満たしている場合、融資事業者の出来高査定を受けたうえで、融資を受けることが可能。
  - 工事の進捗出来高が請負金額の2分の1以上に達していること
  - 工事請負代金債権を譲渡することにつき発注者の承諾を受けていること
  - 低入札価格調査の対象工事ではないこと

## 発注者のメリット

- 中小・中堅元請建設業者に対する**新たな金融支援策の提供**が可能。
- 零細な元請建設企業の**資金繰りの安定化**、元下間の請負代金支払・労働者に対する**賃金支払の適正化**などにより、**適正な施工に寄与**。

## 建設企業のメリット

- 工事請負代金債権が担保となるため、保証人・不動産を担保とすることなく、**新たな資金調達手段の確保**が可能。
- 資材業者、下請業者、労働者等に対する速やかな支払並びに現金での支払が円滑となり、**関係事業者間における信用力の向上**、**経営の安定化**につながるとともに、法令遵守の観点からも適切な対応。
- 地域建設業経営強化融資制度を利用した借入金については、経営事項審査の経営状況分析における「負債回転期間」の負債合計から控除することが認められており、**経営事項審査にも有利**。

東北地方整備局管内の自治体227団体(県を除く。県は全て導入済み。)のうち、**49団体(全体の21.5%)**が地域建設業経営強化融資制度を導入済み(R3.11.30現在 東日本建設業保証(株)調べ)。

## 地域建設業経営強化融資制度普及状況 (R3.11.30現在 東日本建設業保証(株)調べ)

導入状況	導入済みの自治体 (県は全て導入済み)										
<b>青森県内</b> (11/40) 27.5%	青森市	八戸市	三沢市	むつ市	平川市	鱒ヶ沢町	藤崎町	鶴田町	六ヶ所村	大間町	南部町
<b>岩手県内</b> (6/33) 18.2%	盛岡市	花巻市	北上市	一関市	野田村	一戸町					
<b>宮城県内</b> (7/35) 20.0%	仙台市	石巻市	気仙沼市	白石市	名取市	東松島市	村田町				
<b>秋田県内</b> (5/25) 20.0%	秋田市	能代市	男鹿市	湯沢市	八峰町						
<b>山形県内</b> (5/35) 14.3%	山形市	米沢市	鶴岡市	新庄市	上山市						
<b>福島県内</b> (15/59) 25.4%	福島市	会津若松市	郡山市	いわき市	白河市	須賀川市	喜多方市	二本松市	<b>田村市</b>	本宮市	只見町
		南会津町	会津坂下町	柳津町	小野町						

※ 赤字は今年度に制度を導入した自治体。